

平成18年度 第2回
高圧ガス規格委員会 議事録（案）

I. 日 時：平成19年3月29日（木）14：00～16：30

II. 場 所：虎ノ門パストラル オーク（新館5階）

III. 出席者（敬称略、順不同）

委 員 長：木村

副 委 員 長：大谷

委 員：岩崎、三宅、倉田、高田(進)、渡辺、石田、河南（代理 藤崎）、萩原、小澤（代理 曳地）、平位、満田、山崎(進)、加納、高田(浩)、山崎(俊)

オブザーバ：高山（(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

K H K：荒井、松木、小汀、須知、小山田、永井、鈴木

IV. 配付資料：資料 18 平成18年度第1回委員会議事録（案）

資料 19 岩盤備蓄保安検査基準・定期自主検査指針の規格化について（案）

資料 20 「高圧ガス規格委員会」所管分野のKHKSの廃止について

資料 21 KHKS0850-3 保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）改正案

資料 22 技術委員会、規格委員会 Web レビュー・投票システムについて

V. 議事概要

1. 定足数報告

事務局より、本日の出席者が委員代理者を含め17名であることを報告し、規格委員会規程第13条第1項に規定されている会議開催のための定足数（委員総数（21名）の過半数（11名））を満足していることを確認した。

2. 議題（1）前回議事録（案）及びその公開について

事務局より、資料18に基づき、前回委員会議事録（案）を通読し、前回議事録（案）の内容及びその公開について採決を行った結果、出席委員及び代理者（17名）の過半数（9名）以上の賛成（満場一致）により可決となった。

3. 議題（2）液化石油ガス岩盤貯蔵基地関係保安検査基準・定期自主検査指針の作成について

事務局より、資料19に基づき、岩盤備蓄保安検査基準・定期自主検査指針の規格化、分科会の設置、委員の構成、スケジュールについて説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

- ・ 想定される災害、トラブルに関する抽出が網羅的になされ、かつ、それらの妥当性についてどのように確認されているか。
- ・ 想定される地震の最大規模はどの程度想定されているのか。
- ・ 比較的新しい技術であり、かつ、実績が十分ない設備に対する余寿命予測の考え方はどうなのか。

⇒ 想定されるトラブルは、配管竪坑の金属管からの漏洩であり、これに対しては、緊急しゃ断弁を設置している。耐震については、地震の加速度は、地上の 1/2 から 1/5 であり、十勝沖地震、エルセントロ地震等の地震波を入力して耐震性能評価を行っている。余寿命に関しては、配管竪坑の金属管等を除いて、ほぼ半永久的に使用できるものと考えている。実績については、日本では初めてであるが、世界で 100 基以上建設されている。

なお、これらの項目については、設計基準策定の審議の中で検討されており、今回の提案は、保安検査、定期自主検査について、基準を策定することの提案である。

以上の意見交換等があった後、岩盤備蓄保安検査基準・定期自主検査指針の規格化、分科会の設置、委員の構成、スケジュールについて採決を行った結果、出席委員及び代理人（17 名）の過半数（9 名）以上の賛成（満場一致）により可決となった。また、分科会の主査に駒田委員が木村委員長より指名された。

4. 議題（3）廃止規格について

事務局より、資料 20 に基づき、説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

- ・ LP ガスプラント検査基準は、「JLPA 501-2、3」を高圧ガス保安協会が推薦することではなかったか。
- ⇒ 「JLPA 501」の表紙に高圧ガス保安協会 推薦となっており、また、高圧ガス保安協会会長名で「推薦のことば」も掲載されている。
- ・ 今回提案されている、KHKS 基準であっても、高圧ガス保安協会の方針からは、KHKS 基準によって運用するよう経済産業省に提案すべきではないか。
- ⇒ 基本的な方針はご指摘のとおりであり、考え方を変えているわけではない。ただし、今回対象としている基準は、省令、告示、例示基準に盛り込まれたり、過去から長らく見直しがされておらず、使命を果たし終えているのではないかと考えているものである。なお、一旦廃止となった場合でも、ふたたび必要性が生じた際には、再度策定することも可能である。

その後、次回までに事務局において、今回廃止提案のあった KHKS 基準を各委員に送付し、内容を確認していただいたうえで、次回規格委員会で廃止等の審議を行うこととした。

5. 議題（4）定期自主検査指針・保安検査基準の見直しについて

事務局より、資料 21 に基づき、説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

- ・ 8 頁、表 3 中「開放検査を含む保安検査を行った日」とあるが、開放検査の日（実際に開放した日）と保安検査の日が違うので、正確に言うと「開放検査を行って異常がないことを保安検査で認められた日」ではないか。
- ⇒ 1 年以上ずれるのであれば問題があると思われるが、例えば、開放検査を春頃に行って、保安検査を秋頃に行う事業所がある場合、事業所で春頃に自主として開放していて、秋にその自主検査で行った開放検査のデータを都道府県が保安検査の記録として受け入れているということがあるが、保安検査の日としては秋というように現状でも認めてもらっているので、この表現でよいのではないか。
- ・ 3 頁、解説* 1 中の「動機器、弁類等で、余裕のある肉厚、安全率となっていて、耐圧試験を行うことによって過大な応力が負荷されるおそれのない設備については、設備の安全性を十分に配慮した上で耐圧試験により確認することができることとする。」は、耐圧試験を実施しなくてはならないことの規定とならないか。
- ⇒ 「耐圧試験により確認することができることとする。」については、動機器、弁類で肉厚に余裕があるものであっても、これまでの規定では耐圧試験を選択することはできなかったが、今回、非破壊試験に替えて耐圧試験により確認する方法も選択できるようにしたものである。
- ・ フレキシブルチューブについては表現が変わっていないが、どのようになっていますか。金属フレキシブルホースというのが正しいのではないか。
- ⇒ フレキシブルチューブについてはワーキンググループにおいて継続審議中となっています。解決した事項から規格委員会で審議いただくこととしているので、今回の改正案には含まれていない。

以上の意見交換等があった後、4.4 高圧ガス設備の気密性能の解説* 2 の放置法漏れ試験に係る事項を除き、資料 21 の保安検査基準改正案に対する書面投票及びパブリックコメントを実施することについて採決を行った結果、出席委員及び代理者（17 名）の過半数（9 名）以上の賛成（満場一致）により可決となった。

6. 議題（5）技術委員会、規格委員会 Web レビュー・投票システムについて

事務局より、資料 22 に基づき、書面投票及びレビューをインターネット上で行うことに関し、その背景・目的、スケジュール等について説明を行った。

7. 今後の予定について

保安検査基準改正案の書面投票、廃止規格の内容確認等の関係から、次回規格委員会の日程調整については、事務局より改めて実施することになった。

以上